

平成20年度収蔵文書展

江戸・明治 商家文書の世界

～広島県立文書館の収蔵文書から～

平成21年3月27日(金)～6月9日(火)

はじめに

「古文書」と称するものの多くは、江戸時代以来町や村で行政的な職務を勤めた家に伝来していますが、それと並んで全国に広く存在し、膨大な量の古文書を残しているのが、商人の家に伝来した文書です。

江戸時代の身分制において、商人は四民（士農工商）の最下位に置かれていましたが、実際の商人は、浮沈が激しかった反面、順調に財力を身につけて成長する者も後を絶ちませんでした。成長した商人は、やがて「商家」として確固たる地位を築いていきますが、同時に、代々にわたって家業を受け継いでいくため、商家経営の基礎となる文書の作成・管理にも意を配るようになっていきました。

今回の収蔵文書展では、そうした商家に伝来した文書の世界を、当館で収蔵する江戸期から明治期にかけての商家文書を用いて提示します。主に展示したのは、このたび新規に整理を終えた備後国府中市村延藤家文書で、他に、安芸国賀茂郡竹原町吉井家文書、備後国御調郡尾道町橋本家文書などです。いずれも各地を代表する有力商家であり、大量の文書群を今日に残しています。

この展示では、これらの商家に残された様々な文書の紹介を通して、「商家文書」というものの一つの全体的な姿を描いていくことにします。

もんじょかん

広島県立文書館

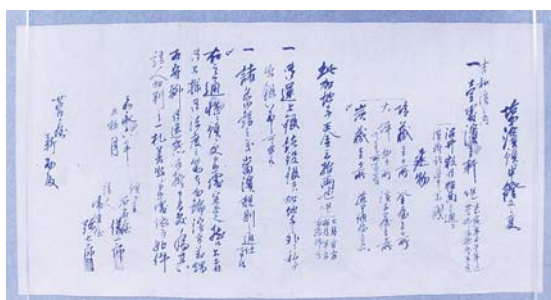
江戸期の商家文書

全国的にみて、商人が自らの商売を家業とする「商家」へと発展を遂げ始めたのは江戸時代のことでした。江戸期はまさに、日本における「商家」の本格的な輩出期であったと言えます。

商家が安定的に成長していくためには、家業としての商売を積極的に進めることは勿論のこと、経営状態を的確に把握するための文書作成とその管理が極めて重要でした。そのため江戸期の商家では、中世の商人とは比較にならないほど多くの文書や商業帳簿を生み出し、経営管理を行っていました。また、商家の家業を代々継承していくためには、商人としての心構えをきちんと受け継がせる必要があります。また店員たち（手代・下男ら）にも勤務の仕方を身につけさせることが必要でし



①仕切状（延藤家文書4469）



②預り証文（延藤家文書4319）

た。そのため、有力な商家ほど家訓や規則を作り、その遵守を徹底させようとしていました。

また、四民の最下位に位置づけられた商人が、確固たる経営基盤を築き、家を存続させるためには、上納金などによって領主との関係を作ることが非常に重要でした。そのため領主から下される上納金の受取状や褒状などは、自らの立場を保証するものとして大切に残していました。

商家の証文

江戸期の商家では大量の証文がやりとりされた。借用証文はもとより、商品取引に際して発行される仕切状や湊の倉庫業者が発行する積荷の預り手形、土地の質入証文・預り証文など、今日でも数多く残っている。また、商品経済の著しく発達した大坂などでは、貨幣的価値を持つ手形・切手が流通し、取引の場だけでなく贈答儀礼にも用いられた。

①は福山の亀屋源兵衛から府中市村の味噌屋（延藤家）あてに出された量表（備後表）の仕切状。「大極上飛切量表」16枚を味噌屋へ渡し、代銀を受け取ったことを記している。②は尾道沿岸にあった吉和浜塩田の塩浜預り証文。尾道の商人石名屋儀一郎が塩田を小作するため持主（尾道・菅屋新助）に対して出したもの。このような証文は、多くの場合、資金を必要とする商人が自らの所持地を売却したうえで、その土地を引き続き耕作する場合に作成された。

【主に展示する商家文書】

- ・延藤家文書〈備後国芦田郡府中市村〉問屋・質屋・酒造業・金融業など 屋号「味噌屋」点数約7800点（江戸～昭和）
- ・吉井家文書〈安芸国賀茂郡竹原町〉質屋・酒造業・塩業・塩問屋など 屋号「米屋」点数約2700点（江戸）
- ・橋本家文書〈備後国御調郡尾道町〉質屋・酒造業・金融業など 屋号「灰屋」点数約15000点
- ・松本家（西原家）文書〈広島県御調郡尾道町〉酒造業・笠商・（小間物商）約380点 ※大部分は三島屋西原家の文書。

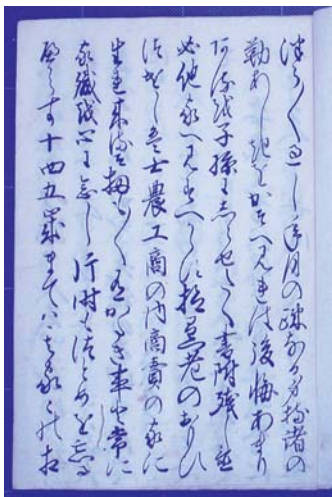
【中世商人の文書 — 尾道・渋谷家文書 —】

中世の商人が残した文書群の内容は、江戸期の商家文書とはかなり異なっています。尾道には、戦国末期から江戸初頭にかけて活躍した商人渋谷氏の文書と、江戸中期以降に豪商となった橋本家の文書という二つの時代の文書群が残っています。

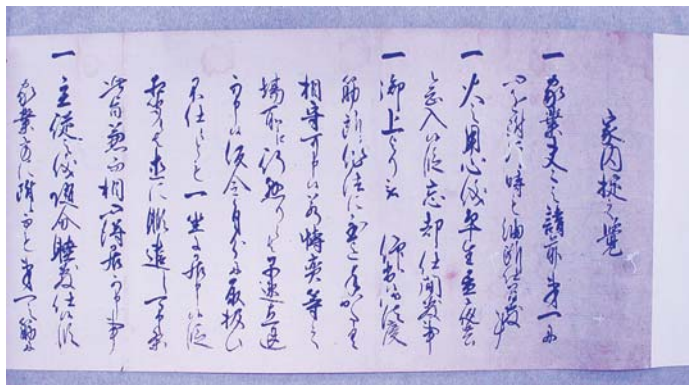
渋谷与右衛門尉は戦国大名毛利輝元の御用商人として活躍し、毛利氏から預かった兵糧米や銭の運送を行ったほか、鉄砲・弾薬の取引も行っていました。彼は輝元の家来に位置づけられ、武士身分を持つ者の名である官途名（…尉）で呼ばれるとともに、所領の給付も受けていました。そうしたことから、渋谷家の戦国期の文書は、輝元から下された書状や毛利氏奉行人（家臣）の書簡、軍事物資の請取状、所領の給付を示す文書などで占められています。江戸期の商家文書のように、証文の大量保存や体系的な帳簿作成が見られず、領主とのつながりを示す文書が中心である点が中世商人の文書の大きな特徴と言えます。文書による経営管理は、まさに江戸・明治期を通じて飛躍的に発展していきました。



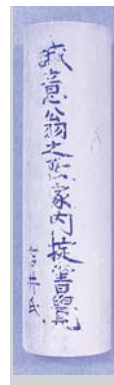
中世文書を貼り接いだ渋谷家文書の卷子
下は軍事物資を運んだ際の書状・請取状類を貼り接いだ「高麗陣時分書物」(12)。



②米屋御先祖源兵衛様共遺訓 (吉井家文書)



①誠意翁之改家内掟書覚 (吉井家文書)



商家の家訓・規則

上は安芸国賀茂郡竹原町吉井家の家訓・規則。①の掟書は店員の勤務態度などを定めた規則で6代目当主吉井半三郎当聡(まさとし)が作ったもの。②の遺訓は初代当主源兵衛が商人としての生き方を説いた家訓で、6代目当主当聡が書き写したものの。

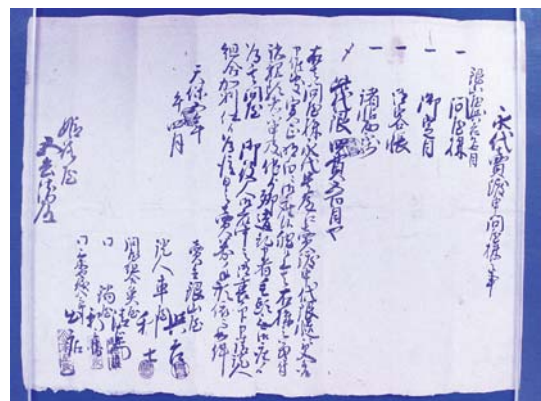
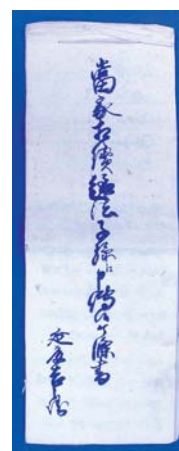
下は備後国芦田郡府中市村延藤家の趣法(家法)。③は2代目当主延藤吉兵衛重長が弘化元年(1844)に家督譲渡した際に作ったもので、先祖の足跡に始まり、本家・分家協同で家の存続を図ること、さらに日常の勤務についても細かく定めている。④は明治8年(1875)頃に作られた同家訓の写しで、この時期に行われた家政改革の際、かつての趣法を参照するため作成されたもの。



④「当家相統趣法子孫江申伝候ヶ条书写」(延藤家文書1591)



③「当家相統趣法子孫江申伝候ヶ条書」(延藤家文書4600)

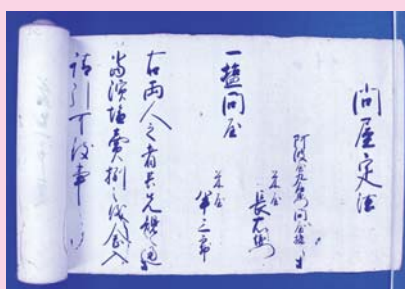


「永代売渡申問屋株之事」(売券状) (橋本家文書806)

営業権を示す文書類

商家の経営文書は、それ自体が営業権を示すものであり、誰かに権利を売り渡す際は、同時に帳簿や証書類も相手へ譲渡した。

上は尾道で問屋の営業権(=問屋株)を売却する際に作成された「永代売渡申問屋株之事」。このように「永代売渡申…」と題した証文を「売券状」または「沽券」と称する。ここには、相手に渡すものとして三つ列挙されているが、「問屋株」は、問屋の免許証である鑑札(木札)、「御定目」は問屋営業の規定書(問屋定法)、「御客帳」は一般に「客船帳」と称される顧客名簿のことを指す。このほか「仕切帳」や各種諸帳簿類も全て相手へ渡すべきことが記されている。



「御定目」(問屋定法) (吉井家文書)



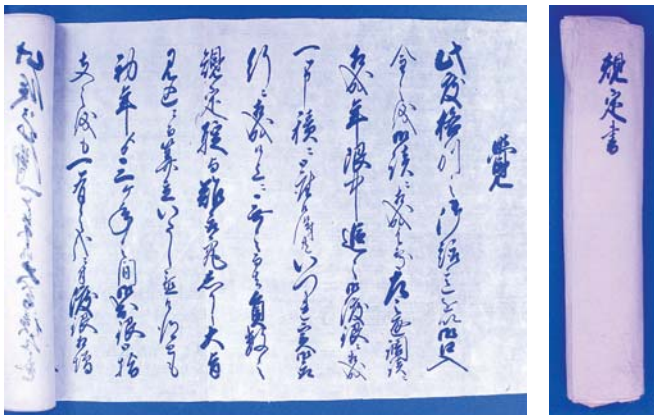
鑑札 (保田家文書249)



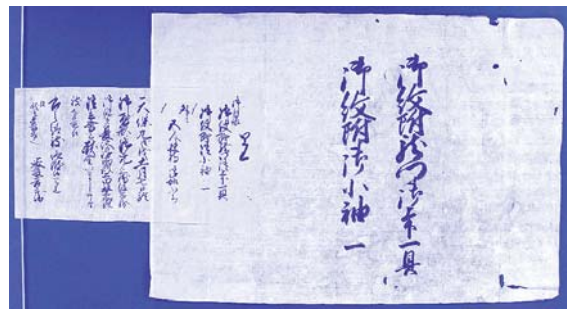
客船帳 「客衆上下帖」 (青木茂氏旧蔵文書308)



①文化11年（1814）日光御用につき冥加金上納願（延藤家文書4465）



③文久2年（1862）福山藩年賦銀規定書（延藤家文書1514）

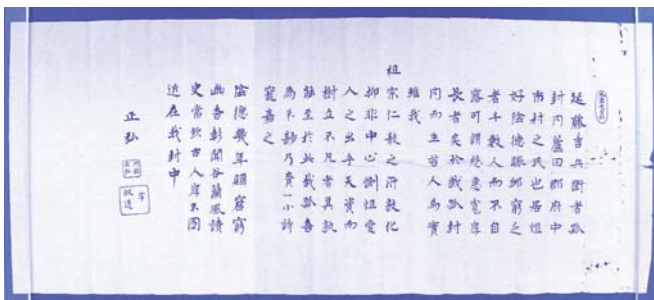


②天保9年（1838）紋付拝領目録（延藤家文書4600）

領主との関わり

備後国芦田郡府中市村の豪商延藤家の文書には、福山藩主阿部家との関係を示す文書が多く残っている。

①は5代藩主阿部正精（まさきよ）が日光御勅会御掛りを勤めることになった際、入用銀の領内への割り付けに代わり、延藤家が上納することを願い出たもの。吉兵衛はこれにより、子々孫々までの相続を願い出ている。②は天保9年に行った献金への褒美として紋付が下されることを示した目録。③は幕末文久期に延藤家一族と福山藩家中との間で取り決めた年賦借銀の規定書。延藤家は10年間に2900貫目余を藩へ貸し付け、その後藩が13年かけて年賦返済する約束となっている。④は7代藩主阿部正弘が延藤家2代目当主吉兵衛重長を称えた漢詩文の写し。当主吉兵衛は領内では旧例にないこととして、これを子々孫々まで伝えたいと感謝の意を表した。



④阿部正弘御書写（延藤家文書4600）

【大福帳 ～ 江戸期商業帳簿の代名詞 ～】

旧時代の遅れた帳簿様式を「大福帳式」などと呼ばれることがありますが、大福帳は江戸期に全国的に普及した帳簿の名称で、江戸期商業帳簿の代名詞とも言うべき帳簿です。

江戸期の帳簿には、家の繁栄を願って「大宝恵（おぼえ）帳」・「日加栄（ひかえ）帳」などのような美称が多く用いられましたが、「大福帳」という名称も、本来はこれらと同じ美称です。したがって、同じ「大福帳」でも家によってこの名称をつける帳簿は異なりましたが、多くは、掛売り（即金払いでない販売、貸売）の内容を取引先ごとに記録する管理帳簿に用いられました。広島県には、日本でも最古の部類に属すると考えられる吉井家の寛永期大福帳があります（当館寄託、文書館だより32号参照）。初期のものは縦冊の形態をしていますが、江戸中後期以降になると、横半帳の形態へと変化し、経営規模の拡大に応じて帳簿の厚みも変化していきました。



【上】大福帳（上段6冊が尾道・橋本家、下段右2冊が尾道・松本家、下段左2冊が府中市村延藤家の大福帳）
【左】美称が付けられた帳簿

【たんす筆筒収納文書】

〜次代への引き継ぎ〜

安芸国賀茂郡竹原町で江戸期の最有力商家として古くから活躍した家に吉井家（屋号米屋）があります。同家はもともと米商人であったと考えられますが、初期には質店を営み、その後酒造業・塩業さらには塩問屋を営み、飛躍的な発展を遂げていきました。

この吉井家には、古文書を納めた車筆筒（タテ89cm×ヨコ94cm×奥行48cm）が残されていました。この筆筒には一



吉井家の文書筆筒（車筆筒）

一の抽斗ひきだすが付いており、そのうち七つには収納した文書の内容を記した題箋だいせんが貼られていました。残りの四つの抽斗もよく見ると題箋が貼られていた跡があり、かつては全ての抽斗に題箋が付いていたことが分かります。

題箋のうち一ヶ所だけ後世に貼られたものがありますが、それ以外は紙の劣化具合からほぼ同時期に貼られたものであることがうかがえます。題箋の記載と実際に収納されている文書の内容とは微妙に異なっており、文書が別の抽斗へ移されたり、また題箋の記載にあてはまらない文書が入っていたりする所もありました。

ともかく、この車筆筒に収納された文書を一言でまとめると、町年寄としての公用関係文書と塩問屋などの商業経営関係の文書、および家督相続に関する文書（冊子・目録・証文・家系図など）で構成されていると言えます。

ところで、この筆筒収納文書はどのような事情のもとで生み出されたのでしょうか。その手掛かりとなるのが、収納されている文書の年代です。実は、ここに納められた文書群には、延享三年（一七四六）



に五代目当主吉井半三郎計かずあきら晩から六代目半三郎当まさとし聡へ家督相続を行った際に作成・整理されたものが多く含まれていました。しかも、その多くは題箋の記載事項とも合致しています。つまり、

五代目から六代目へ家督相続を行う際に、必要な文書が作成・整理され、この車筆筒に収納されて題箋が貼られたものと考えられます。次代へ家を引き継ぐため、参照の便と保存を意識して生み出されたのです。

では、そのような文書群を何故整理する必要があったのでしょうか。五代目計晩の時代、竹原下市は塩業不況による大きな経済的変動を迎えています。吉井家も家業の縮小整理を余儀なくされ、また藩へ上納した御用銀の一部返却を歎願するなど、資金確保に苦勞する状況でした。家督相続を行った延享三年、五代目当主計晩は同時に自身の遺言書も作成しています。

恐らく六代目の当主となった半三郎当聡は、家業の立て直しを迫られる状況の中で家督を相続したため、まず父の代までの重要文書をこの筆筒に収納・整理し、そのうえで、家の再興に向けてこの文書群を活用しようとしたものと思われる。ちなみに当聡は、吉井家に伝来した明和六年（一七六九）の規則「誠意翁之改家内掟書」を作成した人物であり、また、先祖伝来の家訓「米屋祖源兵衛様共遺訓」の写本も作っています。商家としての家の存続に向けて高い意識をもつ当主であったことがうかがえます。



明治期の商家文書

明治維新は、二六〇年以上続いた江戸幕府の倒壊という政治的大変革でしたが、経済的側面から見れば、慶応四年（一八六八）五月の銀目廃止、さらには明治二年（一八六九）十月の新規藩札製造禁止、同四年七月の廢藩置県に伴う藩札廃止令と続く幣制の大転換期でもありました。幕末開港以降の急激な物価騰貴ともあいまって、この時期に経営難に陥り没落する商家は後を絶ちませんでした。

しかし一方で、この混乱期にも家業を維持し、さらなる発展を遂げる有力商家も多く存在しました。そのような商家では、明治期以降も大量の文書を蓄積させて今日に伝えていきます。

明治期の商家文書は、新たな印刷技術の導入による罫紙・印刷紙の増大、西洋式簿記技法の導入による帳簿様式の変化を大きな特徴としています。そして、こうした変化によって、明治期には江戸期よりもさらに大量の文書が生み出されていきました。

また明治期になると、商家の多くは企業経営へ進出します。その結果、明治期の商家文書には、当主が経営した会社関係の文書や株主となった会社の営業報告書・株主総会関係文書・株券

などが増えていきます。また有力商家の多くは、商業経営以外にも、地域でのさまざまな活動に進出し、蓄積した資財を投入した結果、それらに関係する文書も大量に蓄積されました。

～ 備後国芦田郡府中市村・延藤家文書から ～

延藤家文書 延藤家は、福山の片山吉兵衛、鞆の中村吉兵衛と並び「福山の三吉」と称された福山藩内最有力の豪商の一つ。江戸中期以降、問屋・質屋などを営む商人として成長し、とくに貸金業と地主・貸家経営を中心に豪商としての地位を確立した。江戸期の文書も多く残すが、中心は明治期以降の経営関係文書である。とくに、5代目吉兵衛重醇(しげあつ)が深く関わった備後銀行、備後鉄道(両備軽便鉄道)、さらに公益慈善事業・育英事業等を目的とした社団法人備後報徳社に関する文書などが多く残っている。



②明治8年「序・規則」
(延藤家文書1388)



①明治8年「誓書」(延藤家文書1589)

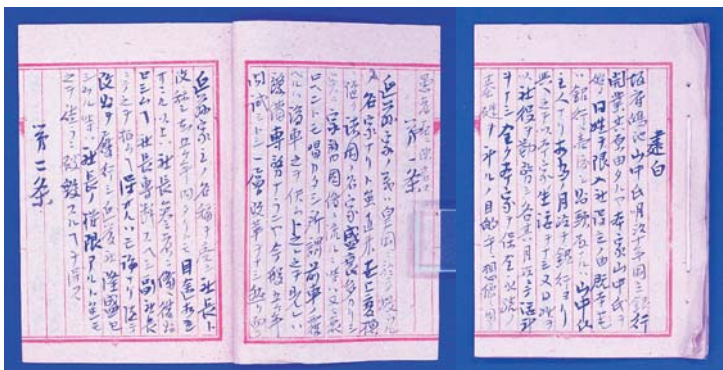


延藤家日記・日誌

商家の日記

一般的に江戸期の日記は、当主が町村役人を勤めた際の通達・願書を書き留めた御用日記(御用留)が多いが、明治期の日記は、当主の家や自身に関する日記(今日的な意味での日記)が多く書かれるようになる。

延藤家の「日記」・「日誌」は安政5年(1858)からのものが残っており、明治期を中心に約100冊程度ある。明治中期までは江戸期以来の罫紙に墨書したものであるが、明治33年(1900)からは市販の日記帳を使用して書かれている。



③明治11年家政改革建白書(延藤家文書4600)

経営危機と家政改革

明治維新が地方の商家経営にどのような影響を与えたかはまだ十分に分かっていないが、広島県内を代表する豪商であった尾道の橋本家や府中の延藤家では、ともに明治初年に一族の経営が危機に陥っている。

①は明治8年(1875)、延藤家の分家5家(恒三郎・友右衛門・吉左衛門・友三郎・喜四郎名跡松本吉太郎)が、「家産破却」の危機に際し、本家から「家職」・「月給」を下賜されたことを受けて出された誓書。規則を遵守し、与えられた本家の職掌を勤めることを誓約している。②はこの時、4代目当主延藤吉兵衛重祥によって示された家法。祖父より2代にわたる家法を継承し、本家・分家5家による家存続を図ることを説いている。③は延藤家の経営危機を受けて、一族(3代目吉兵衛の兄喜四郎の養子)である松本操次郎が出した家政改革の建白書。大坂の鴻池(山中氏)が第13国立銀行を設立し、頭取以下社役を一族で固めたことに習い、延藤家を会社形態の「延藤社」とすることを提案している。延藤家当主を「社長」とし、本家の諸家督を延藤社の「社金」として、分家の生計を延藤社からの月給で賄うとしている。まだ「会社」というものの考え方が欧米から入ったばかりの時期であり、国立銀行条例(明治5年制定)によって先行していた銀行設立の動きに範をとった意見である。

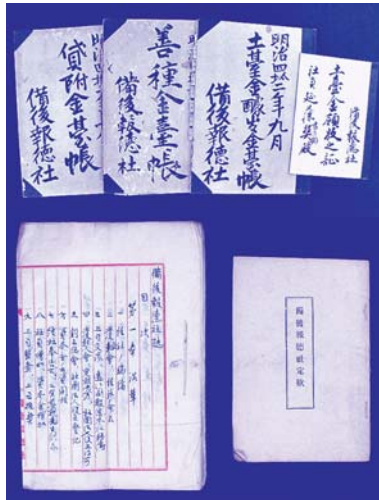
商家から企業家へ

日本における会社設立の気運は、明治19年（1886）後半からの第一次企業勃興期と日清戦争に勝利したあとの第二次企業勃興期によって急速に進み、商家のあり方は大きく変化した。会社経営を主体とする企業家としての性格が強くなり、そのことは明治期以降の商家文書の残り方にもよく表われている。



備後銀行関係文書

明治32年（1899）11月に開業した備後銀行関係文書。延藤重醇は設立時から取締役役に就任。大正8年（1919）に頭取制を敷くと初代頭取となり、芸備銀行へ営業権譲渡する昭和9年（1934）まで同行を運営した。右上は明治期の営業報告書綴。その下は明治期の株券。右下は開業時の広告。左上は備後銀行本店の写真（大正期絵葉書）。その下は創業総会通知書。左下は目論見書・定款。



備後報徳社関係文書

明治42年（1909）7月18日に設立された延藤重醇を理事社長とする社団法人備後報徳会関係の文書。二宮尊徳の報徳の精神にならい、公益慈善事業や勸業教育など非営利目的の事業へ貸付金を行った。上は基金・貸付金の台帳類。右下は定款。左下は社誌。



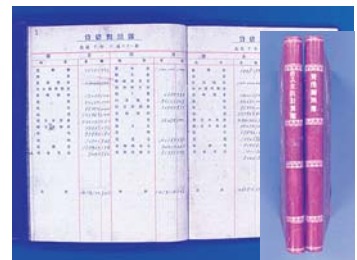
両備軽便鉄道関係文書

明治28年（1895）に設立された備後鉄道株式会社と事業中断後に再設立された両備軽便鉄道株式会社に関する文書類。5代目当主となる延藤重醇は、備後鉄道設立時から府中における中心人物として活動した。左上書類は両備軽鉄設立前の予算書・通行人車数調査書などを綴る。写真（絵葉書）は両備軽鉄開通式当日の府中駅構内。その下は備後鉄道株式会社の概要書・線路図。

【帳簿様式の変化 — 和式帳簿から洋式帳簿へ —】

明治期以降、西洋の簿記技法や洋式帳簿の導入により、商家の経営を管理する商業帳簿のあり方が大きく変わりました。そのことを、尾道最大の商家（金融商）であった橋本家の帳簿を例に見てみましょう。

江戸期の橋本家では、商家全体の資産を把握するために「本家惣勘定帳」という帳簿を作成していましたが、明治期には姿を消しています。一方、日々の金銭出入を記すための「金銀受払帳」が、明治32年（1899）に従来の横長帳から罫紙を用いた縦冊に変わると、記載内容が一挙に整備され、「本家惣勘定帳」に相当する重要帳簿の体をなしていきます。日々の金銭出入に加え、末尾には新たに「試算表」という年間の貸方・借方をまとめた表が付けられるようになり、年間の収支と資産がこの帳簿で把握できるようになったのです。もっともこの「試算表」は、その後「金銀受払帳」からは外され、「試算表」だけを単独で綴るようになっていますが、西洋の複式簿記技法の普及過程を物語っています。橋本家では、大正期には明確に西洋式帳簿へ転換し、「貸借対照簿」と「収入支出計算簿」という2冊の帳簿で資産全体の把握が行われるようになっていきます。



大正10年「貸借対照簿」



明治31年「金銀受払帳」



明治32年「金銀受払帳」と同帳末尾に綴られた「試算表」



展示資料一覧

【中世商人の文書 — 尾道・渋谷家文書 — 】

高麗陣時分書物・他卷子（天正～慶長） 渋谷家9～12

江戸期の商家文書

【商家の証文】

諸証文 延藤家4319・4511～12・4517

仕切状 延藤家4469・4513

【営業権を示す文書類】

永代売渡申問屋株之事 橋本家806

問屋定法 吉井家 旧記箱1 / 客衆上下帖 青木茂氏旧蔵308

正綿交易株札 有田家

広島城下新町組床髪結鑑札 保田(義郎)家249

【大福帳 — 江戸期商業帳簿の代名詞 — 】

大福之本帳（寛永10～） 吉井家 大福帳木箱

穀物質貸帳・為替帳 橋本家 585・590

万貸帳・為替書抜帳 橋本家 497・498・551・553

大福帳 松本家1・122 / 大福入 延藤家3285・3286

大宝恵 橋本家 1089 / 大宝栄帳 松本家42

普請中万日加恵・注文日加恵 橋本家2021・10・松本家73

栄宝帳 橋本家1636 / 宝 延藤家3287

【商家の理念と家督相続 — 家訓・規則等 — 】

誠意翁之改家内掟書覚（明和6年） 吉井家木箱入

米屋御先祖源兵衛様共遺訓（元文3写） 吉井家車筆筒

楨助（初代吉兵衛）家訓（文化7） 延藤家4600

隠居分家仕分書抜控（文化7） 同上3320

当家相続趣法子孫江申伝候ヶ条書 同上4600

延藤吉兵衛（初代）履歴書付・御願 同上3687

延藤岩松後見任命状 同上2776・26・28・40

延藤家出店鞆津近田屋古手店規則（嘉永3） 同上4312・1417

当家相続趣法子孫江申伝候ヶ条書写 同上1591

【領主との関わり】

日光御用につき冥加金上納願（文化11） 延藤家4465

御他借御払替御趣法ニ付諸控（弘化2） 同上1492

御書（延藤岩松褒状） 同上4549

正弘御書写・殿様日光御用日記・紋付拝領目録 同上4600

福山藩年賦銀規定書（文久3） 同上1514

【筆筒収納文書 — 次代への引き継ぎ — 】

車筆筒抽斗・小筆筒 吉井家

【商業帳簿の諸形態】

穀物買入帳 橋本家586 / 金銀受払帳 橋本家694

万貸帳・家賃帳・家賃書出帳 同上493・572・2・575

金銭判取帳・荷物判取帳 松本家30・31

【江戸期の複式簿記】

本家惣勘定帳 橋本家991・992・994・1000・1001

算用帳 延藤家2328・3261・3277

明治期の商家文書

【経営危機と家政改革】

和田一件袋 延藤家4312

家務諸掛申付・誓書（明治8） 同上1420・1589

序・規則（明治8） 同上1388

下菅屋引渡之節書附入（明治9・12） 同上4265

【商家から企業家へ】

松本操次郎建白（明治11） 延藤家1388・4600

会社ニ而藩札両換大旨見込金 同上4942

延藤吉兵衛・友三郎任命状（明治6～8） 同上4943

殖産商社規則・商社規則集 同上4936・4937

鉄道書類・両備鉄道書類 同上4118・4128

備後鉄道関係書類（明治32～35） 同上4132

創立ニ関スル両備軽鉄書類（明治43） 同上4134

備後銀行営業報告書・鉄道絵葉書 同上3918・4127

備後銀行絵葉書・株券 同上633・4541

備後銀行目論見書及定款・開業広告 同上4060・4061

株金払込通知・創業総会通知 同上4365・4366

備後報徳社定款・社誌 同上294

貸附金台帳・善種金台帳

・土台金醸出金台帳(明治42)等 同上20・31・37・689

【商家の日記】

日誌・日記 延藤家文書1910・1911

【帳簿様式の変化 — 和式帳簿から洋式帳簿へ — 】

金銀受払帳（明治31・32・36） 橋本家695・591・1458

貸借対照簿・収入支出計算簿（大正10） 橋本家1759・1763

表紙写真：商業帳簿（延藤家文書） ※期間中展示資料の入れ替え等を行うことがあります。

平成20年度収蔵文書展

江戸・明治商家文書の世界～広島県立文書館の収蔵文書から～

発行 平成21年(2009)3月27日

編集・発行 広島県立文書館（担当 西向宏介）

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47 TEL(082)245-8444 FAX(082)245-4541

E-mail: monjokan@pref.hiroshima.lg.jp

印刷 大成印刷株式会社